徳地町報

発行所　徳地町役場
発行者　徳地町
編集者　河村積
印刷所　今浴印刷所

山の火入には許可を受けて下さい

定例第1回町議会

当初予算額197,000,000円

特別会計国保は三千350万円

給与改訂は他町に一年半遅れて実施

昭和三十八年度予算案の提出せられる定例第一回町議会は、三月十二日午前九時三十分召集せられました。当日は連合婦人会幹部も十余名傍聴に来られました。町長提出の次の諸議案を審議可決された後、別項のような町長の施政方針の大綱が演示され、総額一億九千七百万円に上る一般会計の当初予算および、国民健康保険特別会計では、二千六百二十五万円の事業勘定、七百二十五万五千円の直診勘定予算が一括上程せられました。

なお今回は、会期四日間（内二日は自宅審議）とせられて、三月十二日十号議案まで可決、予算のみは、三月十五日可決されました。今回提案された議案は次のとおりで、以下そのあらましを説明しましょう。

議案第一号
町有土地貸付について

これは、徳地町大字堀字二の宮一七四五の一にある町有林、十平方mを、町内の野犬焼却炉の建設用地として県に貸付けるということです。

これからは、買上げられた不用犬や捕獲した野犬は、ここで焼却処分せられるわけですあるので、提出され可決されたものでした。

議案第二号
町有林立木売却について

これは、徳地町の山林施業案に基ずいて、昭和三十八年度中に伐採する計画に入つているもので、しかも昭和三十八年度町の一般会計歳入計画に見合う山林の立木売却ということで、提案されたもので、大字柚木字川上東平の一四ヘクタール余りの松ほか五カ所となつており、町において厳密に毎木調査を実施したうえ、競売に附される予定のものです。

議案第三号
山口県町村職員退職手当組合規約の一部改正について

これは、本年五月一日をもつて山口市に合併される大内町を削り新しく、油谷町および田布施町の二箇易水道組合が加入するのでこの項に関する規約の一部の改正が、加入町村議会の議決が必要で

議案第四号
山口県市町村消防団員災害補償組合規約の一部改正について

これは、現在までの規約の外に新しく「災害対策基本法」に基ずいて、市町村長はその区域内に災害が発生し、又は発生しようとするときは、その市町村の住民や現場にある人に対して、応急措置の業務に従事させることができますが、この場合に、その者がこの応急業務に従事したことにより、死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり又は、廃疾になつた等の場合はこれに対する損害補償をしなければならないことになつたので、従前からあつたこの組合の加入市町村で、共同処理しようとするもので、このための規約改正に提出せられたわけです。

議案第五号
町長、助役及び収入役等の諸給与条例の一部を改正する条例について

町三役の諸給与は、一般職員と異り、一定期間で昇給するという制度が無いので、条例を改定しない限り幾年でもそのままの形で据置かれるわけですが、県下の各町村や隣接町村三役の給与にくらべて、相当の低位にあり、他との釣合いもあるので、今回これが改正にふみ切り提案されたものです。

この改正の内容は

町長は、従来四万五千円以内であつたものを、五万五千円以内給与できるよう改めたこと。

助役は、旧四万円以内であつたものを四万五千円以内と改めたこと。

収入役は、三万五千円以内であつたものを、四万円以内とそれぞれ改め、人事院勧告で示された昨年十月一日から適用されます。

議案第六号
徳地町報酬及び費用弁償条例一部を改正する条例について

これは同条例の別表中に規定されている「部落駐在員」の報酬年額の改正で、その内容は、従来均等割一、〇〇〇円 戸数割 一〇〇円）であつたものを今回の改正で均等割一、三〇〇円 戸数割 一二〇〇円）に改正し、本年四月一日から実施せられることになりました。

議案第七号
徳地町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

これは、従来の教育長給与条例が、月額二万五千円以内と定められていたのを、他町村との釣合いもあり、月額三万三千円以内に改めることとし、これも同じく人事院勧告の趣旨により、昨年十月一日から適用されることになります

議案第八号
徳地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

これは、すでに新聞等でご承知のように、昨年八月八日付、人事院の勧告による国家公務員の給与を七、九％引上げ措置が講ぜられることになり、県においては、これに基ずき、県職員はじめ、市町村職員共通の「行政職給料表」を制定し、各市町村にこれが実施について要請したことに基ずいて本町においても、原則としてこの給料表（紙面のつごうで表は省略）を受入れ改定に踏み切つたものです。

しかし、本町には、地域が非常に広い関係上、他市町村に比し職員数が割合に多いこと、また町財政上の理由もあつて、この給料表どおり直ちに適用するものでなくこの給料表より全職員一率平等に一年半（一号半）遅れた位置で他町村についていくというわけです

また、今回の改訂で、三月十五日現在の在職者（一年以上勤務）に勤勉手当 $\frac{20}{100}$ が新設されました

なお今回の改訂による増額分はすでに、特別交付税として、全額交付を受けており、町の自主財源で賄われるものではないわけです

議案第九号
徳地町一時借入金をすることについて

これは、昭和三十八年度の予算内支出のつなぎ資金として、一～三カ月程度の短期借入を必要とする場合の借入最高限度額八千万円の承認を求めたもので、借入予定先は、大蔵省資金運用部、郵政省簡易保険局、山口銀行、町内各農協などとなつております。

議案第十号
徳地町歳計現金の預入先について

これは、昭和三十八年度中、収入役の保管に係る歳計現金を、日常の支払い事務に支障のない範囲内で、預金をする際の預入先を決めておくため提案されたもので町内各農協および各郵便局、山口銀行などとなつています。

議案第十号および第十一号は一般会計および特別会計当初予算で、一般会計は別項で説明します

また、町長の施政方針も別項に登載いたします。

予算のあらまし

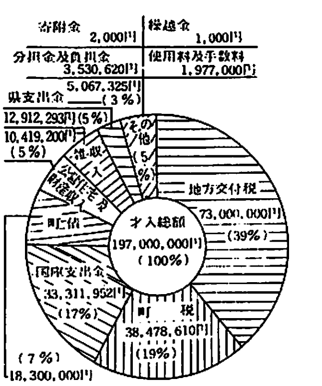

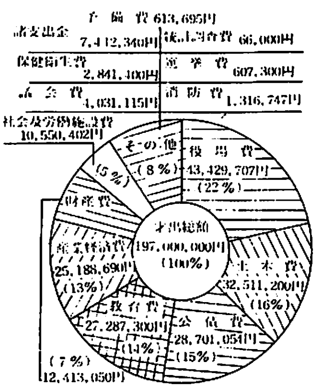

◇◇ 昭和38年度と前年度の予算比較表 ◇◇

（歳入予算の部）

費目	38年度予算額 円	37年度予算額 円
町税	38.478.610	36.361.700
地方交付税	73.000.000	64.500.000
公営企業及び財産収入	10.419.200	7.419.200
分担金及負担金	3.530.620	4.857.960
使用料及手数料	1.977.000	1.554.500
国庫支出金	33.311.952	37.120.684
県支出金	5.067.325	4.392.000
寄附金	2.000	631.000
繰越金	1.000	1.000
雑収入	12.912.293	19.631.956
町債	18.300.000	16.700.000
歳入合計	197.000.000	193.170.000

（歳出予算の部）

費目	38年度予算額 円	37年度予算額 円
議会費	4.031.115	3.611.135
役場費	43.429.707	37.807.260
消防費	1.316.747	1.125.900
土木費	32.511.200	27.355.500
教育費	27.287.300	32.159.970
社会及び労働施設費	10.550.402	8.730.500
保健衛生費	2.841.400	2.567 200
産業経済費	25.188.690	35.965 965
財産費	12.413.050	11.697.300
統計調査費	66.000	66.000
選挙費	607.300	434.400
公債費	28.701.054	25.170.752
諸支出金	7.442.340	5.639.440
予備費	613.695	838.653
歳出合計	197.000.000	193.170.000

解説　当初予算のあらまし

予算編成方針

1 予算編成の原則に従い、一応通年予算として編成したこと

2 健全財政を建前とし、収入と支出のバランスを保つよう配慮してあること

3 なるべく総花的をさけ、また消費的経費を最少限度に抑えて投資的経費に廻すよう苦心したこと

総予算額は一億九千七百万円

この予算の内容のあらましを次に解説しますので、別項の町長の施政方針、グラフや別表などを参照して、新年度の町政の方向をご覧下さい。

歳入

町税＝総額三、八四七万円、その内、町民税は七七一万円で、前年予算より二〇万円の減となつており、固定資産税は一、九〇一万円で、前年より一二一万円ふえています。

軽自動車税は、一一七万円、煙草消費税は、四五八万円、電気ガス税、一六二万円、木材引取税は二五〇万円を見込んでいます。

その他の主なものでは、県営佐波川発電所の交付金が、一八六万円（率の変更で五九万円増加）となつております。

地方交付税は、七、三〇〇万円を見込み、これは、前年度予算より八五〇万円増加しています。

公営企業及び財産収入

一、〇四一万円が計上されており　これは、今年売却予定の立木売却代金一、〇〇〇万円が、その主なものです。

分担金及負担金は、三五三万円で、これは、災害耕地、林道、土木等の事業減によつて、負担金が一三二万円減少しています。

使用料及手数料、一九七万円となつております。

国庫支出金は、前年より三八〇万円減の三、三三一万円で、その主なものは、災害土木関係の国庫負担金では、増加（三六七万円）していますが、災害耕地事業減による補助金減などが、その主な原因となつています。

県支出金＝五〇六万円で、その内容は、県の負担金や補助金および委託金などとなつております。

雑収入＝一、二九一万円で、これは、前年より六七一万円の減少見込みですが、これは、物品売却代、繰替金の戻入、団体支出金などがその内容です。

町債は、一、八三〇万円で、これは前年度より一六〇万円増加しています。その内容は公有林整備事業債八〇〇万円、一般単独事業債二五〇万円、災害復旧補助事業債一〇〇万円、災害復旧債六八〇万円となつております。

以上で、歳入の主なものを挙げて説明しましたが、前年度当初予算に比し、合計三八三万円増加となり、歳出予算と見合う一億九千七百万円の予算額になつています

歳出

議会費＝四〇三万円と、前年に比し四一万円の増加で、これは報酬、職員給、諸手当等が増えたものです。

役場費＝四、三四二万円となつており、前年予算より五六二万円増えていますが、その内容の主なものは、職員給二、一五八万円諸手当八四八万円、需用費五一四万円、交際費一五〇万円、諸費では五五〇万円などとなつています

消防費＝一三一万円で、前年より一九万円増で、内一二〇万円は消防団運営の経常費になります。

土木費＝三、二五一万円となり前年より五一五万円の増加ですがその主なものは、道路維持修繕費二五三万円、道路新設改良費では二四二万円、橋梁新設改良費には三三〇万円計上しています。

災害土木費は、二、一〇九万円で、前年より四六〇万円の増加をみています。

なおこの中には、三七年災害土木公共事業費のように新しく設けられた（目）もあります。

直轄工事負担金＝二一〇万円は国、県等の直轄工事に対する地元負担金として町より支出されるわけです。

教育費＝二、七二八万円は、前年より四八七万円減少していますが、この原因は、三谷小改築費島地公民館建築費などが、工事完

（裏面三段目につづく）

昭和三十八年度　施政方針のあらまし

本議会に於きましては、来る昭和三十八年度の本町当初予算を提案いたしまして、ご審議の上、ご協賛をお願いいたします。

就きましては、新年度に於ける町政方針の大要を申しあげまして各位ご審議のご参考に供したいと思います。

まず、当初予算編成に当りましては、①通年予算として編成したこと ②現在、町の財政状態はあまり芳しい状態ではありませんが予算はあくまでも健全財政の建前を崩さぬよう、収支の均衡を保つよう配意いたしました。

③予算は総花的に流れないよう重点的に実施したつもりではありますが、何分にも町域があまりにも広大であり、従って他町村に比し職員数も多いので諸種の消費的経費が逐年増加する傾向にあります。

もちろん消費的経費は、極力これを抑えていくつもりでありますが、それでも施策計画に基ずいて或程度の財源充用をしなければ投資的経費に思うように廻せないという実情にあります。

本町の町税収入は、約三七〇〇万円程度をみていますが、地方交付税は、その倍額の七三〇〇万円程度を見込んでいる現状にあることをよくご認識いただきまして本予算案のご審議をお願いいたしたいと思います。

本町の特異性として、土木関係については、多くのへき地を抱えている関係上、町としても積極的な施策を構ずる考えでおります。

教育施設については、新年度は新築は計画しておりませんが、内容の充実については、十分考えております。

社会厚生関係では、できる限り努力して、町民福祉の増進を図りたい。

また、国民健康保険事業の現況から考えても、現在、非常に病人が多いという現況を打破するため保健衛生面については、特に予防行政に力を致し、健康で幸福な町民生活の建設に努力いたします

基本財産の造成については、将来の町財源に貢献できるよう、この際一〇〇〇万円以上を投じ、思いきり造林、撫育を積極実施する予定にしております。

その他の産業経済関係について特に私は、本町農村の新しいいき方について、深く掘り下げて実質的に再検討を加え、国が考えていることを、そのまま本町に当てはめて考えていくのでなく、町の特殊性の上に立って、慎重に町の将来を研究し、最善の道を選んで徳地町今後の生き方を地域の実情に適合したものとしたい。

また町民に対するPRには、特に留意し、重点を、兼業の健全且つ恒久化、に置いて、努力いたしたいと思います。

社会教育施設関係の重点施策の一つとして、昨年度は島地公民館を建設しましたが、新年度に於きましては、八坂公民館の建設を計画しております。

よく町づくり、村づくりの根本は人づくりにあると申されますが私もそのように信じており、いわゆる味のある教育を地についたものとして、研究し錬磨すると共にこうした環境を作りだす物的施設と併行して、万全の施策を構じていくつもりでございます。

幸いにして、本予算案のご承認をいただきましたならば、町職員にも十分この趣旨を理解させまして、事業及び予算執行上、万遺憾ないよう期する覚悟であります。

よろしくご審議ご協賛をいただきますよう、お願いいたします。

（第一面下段より続く）

了に伴ない（目）が削除されたことで、教育費の実質的減少ではありません。教育費のうち小学校費は、八六四万円で、前年より九〇万円の主に需要費関係の増加をみています。

中学校費では、五五二万余円で前年より四六万円の増加ですが主に維持修繕費等経常経費の増加となっております。

また社会教育費は、一九三万円が計上されており、公民館費では一一八万円が計上されています。

図書館費は八六万円、営繕費の関係は、七八七万円で、前年より六五八万円減少している理由は先に説明したとおりですが、今年度は、八坂公民館の建設が予定され七〇〇万円計上されています。

社会及び労働施設費では一、〇五五万円の予算額で、前年より一八一万円増加しています。

これは、民生委員会、社会福祉児童福祉、保育所、生活保護などや国民年金、地方改善施設などの多くの費目に分かれ、それぞれの分野で町民福祉の向上改善に役立てようというわけです。

保健衛生費は、前年より二七万円増の二八四万円ですが、その重点は、伝染病予防、結核予防などと、新設火葬場の完成すると自動車の購入が計画されております。

産業経済費は、二、五一八万円で、前年より一、〇七七万円の減少ですが、その主な原因は、災害林道復旧費の三〇〇万円減、林道改良事業費で二〇〇万円減、山村振興林道費一〇〇万円減および地域事業費五七八万円減などが主な原因となっています。

財産費は、一、二四一万円で前年より七一万円の増加で、これは基本財産造成費や財産管理費などが、その内容となっています。

統計調査費は、前年と同様六万六千円で変りありません。

選挙費は、六〇万円余りですがこれは、今春四月に行われる統一地方選挙の県および町議会議員の選挙費を計上したものです。

公債費が、二、八七〇万円で前年より三五三万円増加していますがこれは、三十八年度の元利償還金二、八三〇万円がその主なものです。

諸支出金では、七四四万円が計上され、前年より一八〇万円の増加となりました。この内訳は特別会計への繰出しが、四〇〇万円、雑支出二〇一万円、徴税費で一二六万円などとなっています。

予備費は、六一万円となっております。

（おわり）

事業と生活安定のために
知っておきたい融資の数々

みなさまの事業や生活の安定を築くために、いろいろな融資が行われています。

これらの融資制度は、今では沢山の種類に上っております。

さて、今年は本町においても未曽有の豪雪による家屋被害など続出し、町民皆さま方の中には、家屋の新築、改築、補修などで、資金の入用の方も多いことと思われます。

もちろん、補助を受ける途が開けていれば申分ありませんが、現行法制上はそこまではできません

しかし、自力によって災害を復旧したり、あるいは、事業や生活を築いていこうという〃旺盛な意慾〃のある人には、定められた条件さえ備えれば、この融資を利用する道が開かれています。

そこで、今月はこれらの融資制度のうち、すぐにでもお役に立つと思われるもののあらましをご紹介しましょう。

紙面のつごうで、くわしい手続きなどは、載せられませんので希望者は、問合せ先にご照会下さい

社会福祉のために

◇母子福祉資金

この資金の目的は、母子家庭が経済的に一本立ちになる手助けをすると共に、扶養する児童がしあわせになるために、この資金の貸付を実施しているわけです。

一 貸付の対象

ア 配偶者と死別した女子で、現に婚姻していないもの
イ 離婚した女子であって、現に婚姻していないもの
ウ 配偶者の生死が明らかでない女子
エ 配偶者から捨てられている女子
オ 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない女子
カ 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって働くことができない女子
キ 父母と死別した児童
ク 父母の生死が明らかでない児童
ケ 父母から捨てられている児童
コ 父母が海外にいるため、父母に養ってもらうことができない児童
サ 父母が精神又は身体の障害により、長期にわたって働くことができないため、父母に養ってもらうことができない児童

二 貸付の種類、金額、貸付期間

別表のとおりです。

母子福祉資金

貸付金の種類	内容	金額の限度	貸付期間	据置期間	償還期限	償還方法	利率
事業開始資金	事業を始めるのに必要な資金	十万円以内		貸付の日から一年間	六年以内	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	年三分 据置期間中無利子
支度資金	児童が就職するために必要な被服等の購入資金	一万五千円以内		〃	五年以内	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	年三分 据置期間中無利子
技能習得資金	事業を始めるために必要な知識技能を習得するに必要な資金	月額千五百円以内	知識技能を習得する期間中二年以内	知識技能習得期間満了後六か月	十年以内	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	年三分 据置期間中無利子
生活資金	技能習得資金の貸付を受けている者が技能を習得する期間中の生活資金	本人月額千円以内、扶養する児童一人につき月額五百円加算	技能を習得している期間中	〃	〃	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	年三分 据置期間中無利子
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するのに必要な運転資金	五万円以内		貸付の日から六か月	三年以内	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	年三分 据置期間中無利子
住宅資金	住宅を補修し、又は増改築するに必要な資金	十万円以内		〃	六年以内	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	年三分 据置期間中無利子
修学資金	児童を高等学校や大学に就学させるに必要な資金	高等学校月額[illegible]円以内 大学月額三千円以内	修学期間	卒業後六か月	二十年以内	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	無利子
修業資金	児童が事業を始めるのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額千五百円以内	知識技能を習得する期間中三年以内	知識技能習得期間満了後六か月	五年以内	年賦・半年賦・月賦（据置期間経過後）	年三分 据置期間中無利子

三 問合せ先は

福祉事務所（山口市）又は徳地町役場町民課にお問合せください

引揚者国庫債券 担保生業資金

昭和三十二年から引揚者やその家族の方々に対して、給付金（引揚者国庫債券）を支給していますが、その国債を受領されている引揚者や遺族の方々が、生業を営むうえに必要な場合にこの国債を担保として、資金を融通しようというわけです。

(一) 貸付の対象
引揚者やその遺族で、引揚者給付金を受領している者

(二) 貸付金額
国債の残存額面金額（未償還の元金額）の九割以内で、一世帯当りの貸付合計額は、五万円を限度とされています。

(三) 貸付期間
五年以内で据置期間はありません。

(四) 利率は、年六分で、償還方法は年賦償還となっています。

(五) 問合せ先
山口県庁厚生部社会課および各福祉事務所、町役場町民課又は、国民金融公庫の各支所。

世帯更生資金

この貸付金は低所得者や、身体障害者、傷病者、災害の被災者の方々で、自力更生の意慾もありそのチャンスもある世帯に資金を貸し付けて、その早い立直りを助けるために、昭和三十年から実施されているものです

(一) 貸付対象
前記の人々のうち、原則として、その地域の「民生委員」がその世帯の更生について指導しており、現実にその必要を認めた人に限られております。（下表参照のこと）

(二) 問合せは
世帯更生資金の貸付けを受けたい方は、近くの民生委員、徳地町社会福祉協議会、徳地町役場町民課、福祉事務所、県庁社会課などにお問合せください。

世帯更生資金（カッコ内は据置期間）

種別	金額	貸付期間
（更生資金）		六年以内
(1)生業費	十万円以内	（一年以内）
(2)支度費	一万五千円以内	（半年以内）
(3)技能習得費	月千五百円以内	（一年以内）
（身体障害者更生資金）		八年以内
(1)生業費	十万円以内	（一年以内）
(2)支度費	一万五千円以内	（半年以内）
(3)技能習得費	月千五百円以内	（一年以内）
（生活資金）		三年以内
(1)生活費	月三千円以内	（半年以内）
(2)出産費	三千円以内	（〃）
(3)葬祭費	四千円以内	（〃）
（住宅資金）		六年以内
(1)補修費	三万円以内	（半年以内）
(2)増改築費	十万円以内	（〃）
（修学資金）	月千円以内	五年以内（半年以内）
（生業資金）		五年以内（半年以内）
（災害援護資金）	一万円以内	六年以内（一年以内）

くわしいことは、役場でお尋ねください。

住宅金融公庫資金

住宅金融公庫は、国がつくった公益的な金融公庫です。

国民が健康的で文化的な生活を営むために必要な住宅を建設しようと希望される方々のうちで、銀行やその他の一般金融機関が融資することが難しい方々に融資する機関です。

住宅金融公庫では、次のような貸付事業を行っていますが、これにはそれぞれの条件を備えていること、および諸手続きを完了して厳密な審査と選考の課程を経過しなくてはならないので、申込みさえすれば必ず借りられるとは限りませんので、念のため申添えておきます。

1 個人住宅新築資金の貸付
2 個人住宅増築資金の貸付
3 分譲住宅購入資金の貸付
4 分譲宅地購入資金の貸付
5 賃貸アパート建設資金の貸付
6 中高層建築物建設資金の貸付
7 産業労働者住宅建設資金の貸付
8 災害復興住宅建設資金の貸付
9 宅地造成資金の貸付
10 農山漁村住宅建設資金の貸付

仮申込から入居まで

1 4月中に、市町村役場にある用紙で、仮申込みをすること。
2 5月中に、県下3カ所で申込者に対し説明会が開かれます。
3 5月中に、県において適格者を選考します。
4 7月には、選考の結果を公庫の承認を得て、市町村役場を経由して適格者の通知をします。
5 8月に本申込みを、受託金融機関に対して申込んでいただくことになります。
6 9月以降は、県の設計指導を受け、設計審査申請をして、これに合格して、はじめて貸付契約を締結し、着工し、3回にわたる建築主事の現場審査を受けて竣工したならば、申込み銀行に「公正契約抵当権」を設定した後、最終資金を受取り、入居するという段取りになります。なお抵当権設定の翌月から借入金の支払いが始まるわけです。

国民金融公庫の雪害の災害復旧融資

国民金融公庫では、豪雪地域の中小企業者が、直接、間接に受けた災害復旧資金について、特別の取扱いによる融資を実施することとなっています。

対象となる業種は

1 製造業
2 農業（果樹及畜産農業特殊園芸農業、畜産農業及び養蚕農業）
3 林業及び狩猟業（製炭業及び木炭製造業）
4 鉱業
5 建設業
6 卸売業及び小売業（代理商及び仲立業を除く）
7 運輸通信業（道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業など）
8 サービス業（洗濯業、自動車修理業及びガレージ業、機械修理業、医業及び歯科医業、旅館業）

紙面のつごうで、委しいことは書けませんが、借受けご希望者は町役場又は各支所へご相談下さい

また、借受申込書も備付けてありますので、申しそえておきます

×× ×× ××